

令和5年度 地域敬老事業の手引き

(自治協)



令和5年7月

地域包括ケア推進課

目次

1 趣旨	P1
2 助成金の交付対象者	P1
3 助成金の額と対象経費	P1
4 手続きの流れ	P2
5 地域敬老者名簿について	P3
6 お弁当について	P8
7 祝電について	P8
8 案内状等について	P8
9 団体傷害保険について	P9
10 関係資料	
【資料1】新型コロナウイルス感染対策	P10
【資料2】天候不順の場合における敬老会の中止・延期の目安	P11
【資料3】減免対応可能な会場	P12
【資料4】老人ホーム等助成金交付対象施設	P13
【資料5】高齢者基礎資料	P14
11 提出物チェックリスト	P15

別綴じ 申請書等様式

- ・地域敬老者名簿の取扱いに関する覚書
- ・地域敬老会における弁当発注報告書
- ・(ひながた)「○○○地区敬老会の開催について (ご案内)」

1 趣旨

この事業は、地域の高齢者の長寿をお祝いし、多年にわたり社会の発展に寄与されたことに感謝することを目的として、地域敬老事業を実施する住民自治協議会、地域実行委員会などに対して、市が交付金または助成金を交付するものです。

2 助成金の交付対象者

令和5年4月1日現在、市内に住所を有し、今年度77歳以上となる高齢者
(昭和22年3月31日以前に生まれた方)

3 助成金の額と対象経費

基準数(助成金交付対象者数) × 2,600円(基準額)(千円未満切り捨て)
地域づくり推進交付金については、地域づくり推進課へ申請してください。

【申請窓口】地域づくり推進課(082-420-0924(直通))

※令和4年度まで、敬老会を開催する場合のみ交付していた「**新型コロナウイルス感染対策に係る追加支援**」については、**令和5年度の交付はありません。**

4 手続きの流れ

<p>1 地域敬老者名簿の 取扱いに関する覚書 提出</p>	<p>「地域敬老者名簿の取扱いに関する覚書」を、説明会当日に提出してください（代理可）。説明会を欠席される場合は、7月31日（月）までに市に提出してください。 【提出先】 市役所地域包括ケア推進課、各支所担当課 【提出期限】 <u>7月31日（月）</u></p>	<p>記入方法は 4ページへ</p>
<p>2 対象者名簿の確認</p>	<p>地域以外の方が名簿に含まれていないか確認してください。 他の地域の方が含まれていましたら、至急担当まで連絡してください。（地域包括ケア推進課 082-420-0984（直通）） ※説明会を欠席される場合は、対象者名簿を市から代表者様宛てに送付いたします。</p>	<p>名簿の確認方法は 6ページへ</p>
<p>3 弁当発注報告 （食事を提供する 場合のみ）</p>	<p>持ち帰り弁当の配布など食事を出される団体は、事前に市へ「弁当発注報告書」を提出してください。 【提出先】 市役所地域包括ケア推進課、各支所担当課 【提出期限】 <u>事業実施日の10日前</u></p>	<p>8ページへ</p>
<p>4 地域敬老会開催・ 記念品贈呈等</p>	<p>敬老会の開催前日までに、市から代表者様のご自宅に祝電を送ります。</p>	<p>8ページへ</p>
<p>5 地域敬老者名簿の 返却</p>	<p>コピーしたものも含め、速やかに返却してください。 個人情報ですので、取扱いには十分お気を付けください。 【返却先】 市役所地域包括ケア推進課、各支所担当課 【返却期限】 <u>事業実施日から1か月以内</u></p>	

各支所担当課

- ・ 黒瀬支所福祉保健課
- ・ 福富支所地域振興課
- ・ 豊栄支所地域振興課
- ・ 河内支所地域振興課
- ・ 安芸津支所福祉保健課

5 地域敬老者名簿について

(1) 敬老事業対象者名簿の取扱いについて

令和5年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。地域敬老者名簿には、敬老事業を実施するために必要な情報として、住所や名前などの個人情報を記載しており、個人情報の取り扱いをより厳密に行う必要があることから、説明会当日に「**地域敬老者名簿の取扱いに関する覚書**」を市に提出してください（**団体の長ではなく、代理の方で可**）。

※説明会を欠席した団体は、7月31日（月）までに、市役所地域包括ケア推進課または各支所担当課に提出してください。

また、対象者名簿は公益（高齢者福祉の増進）上の情報提供ですので、悪用されることのないよう、次のとおり慎重な取り扱いと適切な管理をお願いします。

1 名簿で知り得た個人情報は、名簿の返却後を含め、他人に教えたり、敬老行事の実施以外の目的には使用しないようお願いします。

また、代表者の方は、このことを行事に携わる他の役員の方にも周知徹底していただくようお願いします。

2 代表者の方は、名簿を紛失したり、外部に流出したりすることのないよう、名簿の所在を常に把握しておいてください。

なお、名簿の紛失等不測の事態が生じた場合には、速やかに市役所地域包括ケア推進課まで連絡してください。

3 お渡しした名簿（コピーしたものを含む）は、行事实施から1か月以内に、市役所地域包括ケア推進課または各支所担当課にご返却ください。

名簿の取扱いに関する覚書

地域敬老者名簿の取り扱いに関する覚書

記入例

東広島市長 高垣 廣徳（以下「甲」という）と 東広島自治協議会 会長 西条 太郎（以下「乙」という）とは、敬老行事を実施するために必要となる地域敬老者名簿（以下「名簿」という）の取り扱いに関して、次のとおり覚書を締結する。

会長・代表・委員長など（代理可）

（基本的事項）

- 1 乙は、甲から提供する名簿について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 乙は、甲から提供する名簿で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。敬老行事が終了し、名簿を返却した後においても、同様とする。

（取得の制限）

- 3 乙は、敬老行事を実施するために個人情報を取得するときは、当該行事の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

- 4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、甲から提供する名簿で知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

- 5 乙は、甲から提供する名簿で知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（役員への周知及び監督）

- 6 乙は、敬老行事の実施に携わる者（以下「役員」という。）に対し、実施期間中及び実施期間後において、甲から提供する名簿で知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、敬老行事の実施のために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、役員に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（複写・複製の禁止）

- 7 乙は、甲の承諾があるときを除き、名簿を複写し、又は複製してはならない。

（個人情報の返還）

- 8 乙は、名簿について、敬老行事終了後、甲の指定した方法により、直ちに返還しなければならない。

（取扱状況の調査）

- 9 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、名簿の取扱状況について調査を行う

ことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

10 乙は、敬老行事の実施に関し、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(事業の中止)

11 甲は、乙が本覚書に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、敬老行事を中止し、名簿の返還等必要な措置をとることを求めることができる。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲と受託者とが記名捺印のうえ各1通を保有する。

1通のみ提出

令和5年 ○月 ○日

東広島市西条栄町8-29

甲 東広島市

東広島市長 高垣 廣徳 印

会長・代表・委員長など(代理可)

西条町○○-○

乙 東広島自治協議会
会長 西条 太郎

印

自筆の場合、押印不要

(2) 名簿の確認

対象者名簿の中に、他の地域の方が含まれていないかを早めに確認してください。
他の地域の方が含まれていた場合は、市まで連絡してください。

共通の名簿

R5 ■■■ 地域敬老者名簿 ■■■ (A19 東広島自治会) 1頁

番号	区分	氏名	年齢	住所
1		ヒガシヒロシマ ハナコ 東広島 花子	88 女	西条栄町8番29号 転入
2	77歳	サイジョウ サブロウ 西条 三郎	77 男	西条町市役所1番2号 転出
3		チョウジュ マサコ 長寿 政子	98 女	西条栄町1956番地

「**転入**」と表示されている方は、令和5年4月2日以降に東広島市外から転入して来られた方です。
基準数の対象になりません。

「**転出**」「**死亡**」と表示されている方は、令和5年4月1日以降に東広島市外へ転出された方や亡くなられた方です。
基準数の対象になります。

今年度、77歳、90歳、100歳、101歳以上の方は、「区分」にそれぞれの年齢が入っています。

名簿1枚目には、助成金交付の基準となる「**基準数**」を記載しています。
※基準数とは、令和5年4月1日現在、市内に住所を有し、今年度77歳以上となる各地域の高齢者の人数です。

年齢は令和6年3月31日時点のものです。

基準数 2人

77歳到達者名簿

地域に77歳到達者がいる場合にのみ配布します。

77歳 R5 ■■ 地域敬老者名簿 ■■ (A19 東広島自治会) 1頁

番号	区分	氏名	年齢	住所
1	77歳	ヒガシヒロシマ ハナコ 東広島 花子	77 女	西条栄町8番29号
2	77歳	サイジョウ サブロウ 西条 三郎	77 男	西条栄町8番100号
3	77歳	チョウジュ マサコ 長寿 政子	77 女	西条栄町1956番

今年から敬老会の対象となられる77歳の方を抽出した名簿です。
昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれの方となります。
「区分」に77歳と表示されます。

転入者名簿

令和4年7月1日以降に地域へ転入した方がいる場合にのみ配布します。

転入 R5 ■■ 地域敬老者名簿 ■■ (A19 東広島自治会) 1頁

番号	区分	氏名	年齢	住所
1		ヒガシヒロシマ ハナコ 東広島 花子	98 女	西条栄町8番29号
2		サイジョウ サブロウ 西条 三郎	78 男	西条町市役所1番2号 転入
3		チョウジュ マサコ 長寿 政子	88 女	西条栄町1956番

ここに「転入」が入っている方は、**補助金・交付金の対象になりません。**
東広島市外から令和5年4月2日以降に転入して来られた方です。

※ 今年度77歳になられる方が転入して来られた場合、77歳のリストのみに掲載されます。

ここに「転入」と表示されていない方は、**補助金・交付金の対象です。**
令和5年4月1日現在、東広島市民で、令和4年7月1日から令和5年6月30日の間に地域に転入して来られた方です。

6 お弁当について

提出期限 事業実施日（開催日）の10日前

持ち帰り弁当などの食事を提供する場合、県保健所へ「**弁当発注報告書**」の提出が必要です。弁当業者が決まったら、「**地域敬老会における弁当発注報告書**」を市に提出してください（市がとりまとめて県保健所に提出します）（FAX可）。

※ それぞれの団体が手作りの弁当を用意される場合も同様に提出が必要です。

弁当の持ち帰り時の注意点（保健所より）

- ◆ 未開封で渡すこと
 - ◆ 調理から食べるまでの温度管理の徹底
 - ◆ 帰宅後すぐ食べるように周知
 - ◆ すぐ食べない場合には冷蔵庫で保管するように周知
- （問い合わせ先：広島県西部東保健所 生活衛生課（082-422-6911））

7 祝電について

地域敬老会の開催日前に、市から祝電を代表の方へ送付します。

敬老会開催日は申請書等で確認しますので、開催日の連絡は不要です。

（記念品等の配布のみの場合は送付しませんので、ご了承ください。）

8 案内状等について

（ひながた）「**〇〇〇地区敬老会の開催について（ご案内）**」を添付していますので、作成の際に必要なに応じて活用してください。

【案内状の作成支援】※別途、市役所地域包括ケア推進課への依頼が必要です。

- ◆ 案内状の作成・印刷
（ひながた）「**〇〇〇地区敬老会の開催について（ご案内）**」に赤字で加筆・修正のうえ、提出してください。あわせて必要部数もお伝えください。
- ◆ 案内状送付用宛名シールの作成
必要な団体様は、別途連絡してください。
→市役所地域包括ケア推進課又は各支所担当課でお渡しします。
（お渡しするまでに、1週間程度お待ちいただくことがあります）。

9 団体傷害保険について

敬老会が行われる期間、敬老者の方及び準備・運営に携わる方を対象に、市が団体傷害保険に加入します。

万が一、事故等が起こった際には、至急、市に連絡してください。（保険金請求の手続上、敬老会当日の出席者名簿等を確認させていただくことがあります。）

(1) 保険の対象範囲

地域敬老会の参加者（敬老会対象者）や地域敬老会当日及び準備日において準備・運営に携わる人を被保険者として、行事参加中に被ったケガ等に対する保険です。

また、行事参加のための往復の途上中（自宅から実施場所まで）に生じた事故等に対しても、保険の対象範囲となります。

※準備・運営に携わる人とは、役員、ボランティア、出演者、雇い運転手など運営に関わる人です。

(2) 保険対象期間

令和5年8月1日～令和5年12月1日までの123日間

(3) 保険内容

主な内容および保険金の限度額については次のとおりです。

① 災害死亡補償（傷害）	500万円
② "（疾病）	50万円
③ 後遺障害補償（傷害）最高	500万円
④ "（疾病）最高	50万円
⑤ 療養補償（傷害）入院日額	4,000円
⑥ "（疾病）"	400円
⑦ "（手術）（傷害・疾病）手術の種類により入院日額の10・20・40倍	
⑧ "（傷害）通院日額	2,500円
⑨ "（疾病）"	250円

10 関係資料

【資料1】新型コロナウイルス感染対策

令和5年5月8日から、新型コロナウイルスの位置づけが「5類感染症」に移行したことに伴い、感染対策の実施については各団体の判断が基本となります。

新型コロナウイルス感染症対策

2023年度版

新型コロナウイルス感染症は5類感染症になりました

2023年5月8日から

感染対策は個人・事業者の 判断が基本となります

..... 引き続き、以下の対策は有効です

換気

●換気の方法として「**機械換気(24時間換気システムや換気扇)**」または「**自然換気(窓開け)**」があります。



Illustration showing mechanical ventilation (fan) and natural ventilation (open window) with people sitting in a room.

手洗い・手指消毒



Illustration showing hands being washed with soap and water, and hands being disinfected with a spray bottle.

マスク着用

●重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、以下のような場合にはマスクを着用しましょう。



Illustration showing a hospital, a care facility, and a crowded train/bus with people wearing masks.

受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時

通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合があります。

◆症状がある場合に外出をする際は、人混みは避け、マスクを着用しましょう。
◆事前にコロナ抗原検査キットや解熱剤などの常備薬を準備しておく心安心です。



【資料2】天候不順の場合における敬老会の中止・延期の目安

次の資料は、広報東広島（6月号）から抜粋した資料です。敬老会の中止・延期を検討される際の参考としてください。

警戒レベル5段階表示 ※警戒レベル1・2は気象台から各種情報が発表される段階のため省略しています。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
危険度 高 4 3	5 災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 ※1
	~~~~~〈 警戒レベル4までに必ず避難! 〉~~~~~		
	<b>4</b> 災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
<b>3</b> 災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ※2	高齢者等避難	

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものでないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じて普段の行動を見合わせ始め、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

### 【資料3】 減免対応可能な会場

(1) 小学校、中学校の体育館等

使用したい施設、日時、目的を学校に相談してください。

学校側と調整がつきましたら、学校施設使用申請書を教育総務課へ提出してください。

(2) 東広島運動公園内の施設（電話：082-425-2525）

敬老会開催日の3か月前から申請が可能です。使用したい施設、日時を、地域包括ケア推進課へ連絡してください。その際、敬老会の内容、参加見込み人数、開催日時を第3希望までお伝えください。申請は地域包括ケア推進課で行います。

椅子、テーブル、マイクの貸し出しがあります。フローリングには全面シートを敷いていただきます。シートの上であれば飲食可ですが、使用後は原状回復をしていただくようになります。

（他の行事・会場の都合等で、ご希望に添えないこともあります。ご了承ください。）

(3) 東広島市市民文化センター（電話：082-424-3811）

アザレアホールでの飲食はできません。敬老会開催の日時を地域包括ケア推進課へ連絡してください。

申請は地域包括ケア推進課で行います。

（他の行事・会場の都合などで、ご希望に添えないこともあります。ご了承ください。）

(4) 東広島芸術文化ホール くらら（電話：082-426-5900）

大ホール以外の会場使用料は減免の対象になります。

地域包括ケア推進課にて減免の依頼書を作成しますので、利用施設、開催日時等を連絡してください。備品の貸し出しには利用料金がかかります。

小ホールでは、客席のある状態では飲食ができません。

## 【資料4】老人ホーム等助成金交付対象施設

	実施施設名	所在地
1	ケアハウス あすなろ	西条町
2	特別養護老人ホーム 桜が丘保養園 ケアハウス 桜が丘保養園	西条町
3	特別養護老人ホーム 長寿苑 グループホーム 長寿苑	西条町
4	介護付有料老人ホーム ふれあいの里	西条町
5	サービス付き高齢者向け住宅 えにしの里	西条町
6	コミュニオン柏葉	西条町
7	有料老人ホーム ライフイン西条	西条町
8	こもれびの家 御園宇	西条町
9	こもれびの家 寺家駅前	西条町
10	特別養護老人ホーム 新生園	八本松町
11	有料老人ホーム 故郷-八本松	八本松町
12	地域密着型特別養護老人ホーム ときわ	八本松町
13	グループホーム ふれあい八本松	八本松町
14	有料老人ホーム 明日への風	八本松町
15	障害者支援施設 ときわ台ホーム	八本松町
16	ドエル東志和	志和町
17	グループホーム もやい志和	志和町
18	特別養護老人ホーム おうぎの里	志和町
19	西志和農園	志和町
20	特別養護老人ホーム 造賀福祉園 養護老人ホーム 造賀福祉園 シニアマンション造賀	高屋町
21	特別養護老人ホーム 御園寮	高屋町
22	有料老人ホーム 高屋の大地 成寿会	高屋町
23	グループホーム 湯舟の里	高屋町
24	たかやの郷	高屋町
25	特別養護老人ホーム さくら園	黒瀬町
26	グループホーム ふぁみりい黒瀬	黒瀬町
27	やすらぎの里	黒瀬町
28	特別養護老人ホーム 神郷の家	福富町
29	グループホーム サンハートホーム	福富町
30	特別養護老人ホーム 豊邑苑 ケアハウス 豊邑	豊栄町
31	グループホーム ふぁみりい豊栄	豊栄町
32	特別養護老人ホーム 大仙園 ケアハウス 大仙	河内町
33	グループホーム ジューンベリーの家	河内町
34	有料老人ホーム リビングたまぼこ	河内町
35	特別養護老人ホーム あきまる園 ケアハウス あきまる園	安芸津町
36	ケアハウス 赤崎さざなみ荘	安芸津町
37	グループホーム 金泉	安芸津町

## 【資料5】高齢者基礎資料

(1) 各町別人口データ（※人口データは令和5年5月末時点の住民基本台帳による）

	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津
人口（人）	83,455	29,777	6,195	29,865	21,891	2,193	2,887	5,300	8,652
65歳以上人口（人）	12,650	7,127	2,753	8,546	7,262	978	1,452	2,290	3,888
高齢化率	15.2%	23.9%	44.4%	28.6%	33.2%	44.6%	50.3%	43.2%	44.9%
最高齢者（男性）	102歳	103歳	104歳	105歳	100歳	99歳	97歳	102歳	102歳
最高齢者（女性）	105歳	103歳	104歳	104歳	106歳	101歳	101歳	108歳	104歳

※年齢は満年齢

※東広島市全体の高齢化率は24.7%（高齢者人口 46,946人／総人口 190,215人）

(2) 日本人の平均寿命（厚生労働大臣官房統計情報部「完全生命表」「簡易生命表」より抜粋）

年次 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
男	79.94	80.21	80.50	80.75	80.98	81.09	81.25	81.41	81.64	81.47
女	86.41	86.61	86.83	86.99	87.14	87.26	87.32	87.45	87.74	87.57



## 11 提出物（地域包括ケア推進課分）チェックリスト

P	提出書類	確認項目	確認後 ☑
3 ・ 4 ・ 5	地域敬老者名簿の取扱いに関する覚書 ※説明会に不参加の場合のみ	記入例を参照したか（記入例 4・5 ページ）	
		職氏名を記入したか	
		覚書の日付は記入したか	
		自筆でない場合、押印されているか	
		1 通のみ保有しているか	
8	弁当発注報告書 ※持ち帰り弁当など食事の提供がある場合のみ	提出日は、食事提供日の 10 日前の日以前であるか	
-	地域敬老者名簿	写しも含め、全て返却しているか	

## 問い合わせ先

### 健康福祉部地域包括ケア推進課 高齢福祉係

〒739-8601 東広島市西条栄町8-29

電話：082-420-0984 FAX：082-426-3117

Mail：hgh200984@city.higashihiroshima.lg.jp

### 各支所担当課

黒瀬支所福祉保健課（〒739-2692 東広島市黒瀬町丸山 1333 0823-82-0220）

福富支所地域振興課（〒739-2303 東広島市福富町久芳 1545-1 082-435-2211）

豊栄支所地域振興課（〒739-2317 東広島市豊栄町鍛冶屋 963-2 082-432-2563）

河内支所地域振興課（〒739-2201 東広島市河内町中河内 1166 082-437-1109）

安芸津支所福祉保健課（〒739-2492 東広島市安芸津町三津 5556-1 0846-45-2065）